

粉じん作業特別教育

事業者は、労働安全衛生法第59条第3項及び粉じん障害防止規則第22条第1項により、粉じん作業に係る業務に労働者を就かせるときは、粉じん作業特別教育規定に基づく特別教育を行わなければならないことが義務付けられております。

当協会では、事業主に代わって粉じん作業特別教育を下記によりを開催いたしますので、多数受講されますようご案内申し上げます。

- 日時 令和3年7月7日(水) 8:45~14:25 (受付 8:30 刈エンテーション 8:45)
※集合時間は厳守してください。遅刻、早退、欠課の場合は受講修了と認められませんのでご注意ください。
- 会場 気仙教育会館 (大船渡市盛町字東町14-2) ◎駐車場あり *玄関前には駐車しないでください。
- 受講料 【会員】 6,380円 (消費税10%込) (受講料5,500円 テキスト代880円)
【非会員】 7,480円 (消費税10%込) (受講料6,600円 テキスト代880円)
- 定員 20名
- 申込締切日 6月23日(水) ただし定員になり次第締め切らせていただきます。
締切日までに受講料のお支払いがない場合は申込が取り消されることがありますので
ご注意ください。
※申込者数が少ないときは開催を中止することもありますのでご了承ください。
- 申込の方法 裏面の「受講申込書」に受講料・テキスト代を添えて下記までお申込みください。(FAX可)
※銀行振込の場合は申込締切日までに下記口座へお振込みください。

(公財)岩手労働基準協会 大船渡支部 電話 0192-47-3882 FAX 0192-47-3887

〒022-0003 大船渡市盛町字中道下2-25 大船渡商工会議所 別棟2階

岩手銀行 大船渡支店(普) 0318834 ※お振込手数料はご負担願います。

- キャンセルの取扱 6月30日(水)以降の申込取消及び欠席については、受講料のお返しはできません。
- カリキュラム

時間	講習科目
8:45~8:50	刈エンテーション
8:50~9:50	粉じんに係る疾病及び健康管理(1H)
9:55~10:55	粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法(1H)
11:00~12:00	作業場の管理(1H)
12:50~13:20	呼吸用保護具の使用の方法(0.5H)
13:25~14:25	関係法令(1H)
(休憩 9:50~9:55、10:55~11:00、昼食 12:00~12:50、休憩 13:20~13:25)	

9. その他

- 受講票は講習日1週間前に郵送いたします。3日前までに届かない時は当支部へご連絡ください。
- 所定の時間を受講した方に「修了証」を、事業場には「受講修了者証明書」を交付いたします。
- 筆記用具、昼食をご準備ください。
- 当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しております。

粉じん作業特別教育 受講申込書

講習日 令和3年7月7日(水)

ふりがな		生年 月日	昭和 平成	年	月	日
氏名						
現住所	(番地まで詳しくご記入ください) 〒	TEL() () ()				

(※個人受講者は、記入の必要はありません。)

勤務先	所在地	〒	TEL() () ()	FAX() () ()	
	事業所名 代表者名				担当者名 内線()
※該当箇所にお印をお付けください。	(公財)岩手労働基準協会会員の有無	会 員	非会員	受講料振込予定日	
	受講票送付希望先	勤務先	自宅	月	日

令和 年 月 日

受講者名 (本人自署)

公益財団法人 岩手労働基準協会会長 殿

〈記入に際しての注意事項〉

- 1) 氏名(ふりがな)、生年月日、現住所欄には、誤りのないようはつきり、丁寧にご記入ください。(鉛筆書き不可)
- 2) 忘れずに担当者名をご記入ください。

※申込書に記入された個人情報に係る事項は本講習の事務処理に関する以外には使用いたしません